

各障がい福祉サービス施設・事業所 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（介護ロボット等導入支援事業）」の国庫補助協議について

このことについて、標記の事業の実施に係る国庫補助協議を行いますので、事業の実施を希望される事業者におかれましては、下記により協議書類を提出してください。

## 記

### 1 対象者

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児入所施設事業者、障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者（松江市内に所在する施設・事業所は除く）

### 2 協議の手続

（別紙）の内容を確認の上、協議書類をメールで下記の提出先に提出してください。

### 3 提出期限

令和8年5月21日（木）17時【期限厳守】

### 4 提出先

メールアドレス：[syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp](mailto:syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp)

〈お問い合わせ先〉

島根県健康福祉部障がい福祉課 指導給付係 小倉

TEL：0852-22-5239 FAX：0852-22-6687

MAIL：[syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp](mailto:syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp)

## 1. 補助対象等

### ○補助要件

補助の対象となる介護ロボット等とは、次の①から③までの全ての要件を満たすもの

#### ① 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

#### ① 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

#### ② 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(介護ロボット等における補助対象として想定される機器の例は、以下のとおりです。)

(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器やプラットフォーム、コミュニケーションを支援する機器
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて入浴におけるケアや動作を支援する機器
(6) 機能訓練支援	身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器
(7) 食事・栄養管理支援	食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器

### <留意点>

※本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

※介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

※障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、複数の指定を受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。

※購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。

※「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 実施要綱」（令和8年1月15日付け障発0115第3号の別紙）の「5. 事業内容等（1）介護ロボット等の導入支援 ウ 補助対象」の内容をよく確認すること。

### ○補助割合

国：1／2、 県：1／4、 事業者1／4

※1施設・事業所あたりの基準額は以下のとおり

障害者支援施設 2,100千円、グループホーム 1,500千円、その他の事業所 1,200千円

## 2. 提出書類

国庫補助協議を希望する事業者は、以下の協議書類を提出すること。

- ・事業計画書（別紙2-1-2（3））
- ・積算内訳書（別紙2-1-2（4））
- ・見積書の写し（必ず複数業者から徴収し、PDFファイルで提出すること）
- ・導入機器のパンフレット等参考資料（PDF）

※提出様式、実施要綱、Q&A等の資料は、島根県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/kaigotechnology07.html>

## 3. 留意事項

- ・令和8年度中に事業を完了する必要があります。
- ・本事業により介護ロボット等を導入した事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告する必要があります。また、全国の施設・事業所における介護ロボット等の導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等について自身のホームページ等で公表する必要があります。
- ・導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- ・他の国庫補助事業により補助を受けている場合は、本事業の補助対象となりません。
- ・介護ロボット等の導入にあたっては、以下の点に留意すること。
  - 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
  - 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
  - 介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。